

コンプライアンス（法令等遵守）態勢

コンプライアンスへの取り組み

企業が社会的責任を果たすうえで重要なことは法令の遵守はもちろんのこと、「倫理観」を持って行動し、誠実な企業活動を行うことです。

当行では、経営管理部法務室を中心に、この重要課題に全行をあげて取り組んでいます。

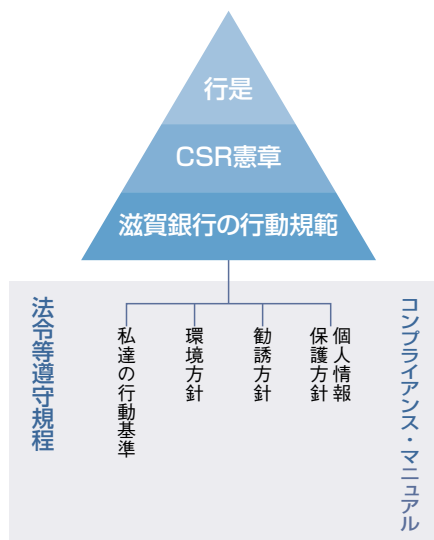
コンプライアンス態勢

法令等遵守を徹底するため、専務取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置（平成10年）しています。また、コンプライアンスオフィサー（法令等遵守責任者）を全部店、各関連会社に配置し、しがぎんグループをあげてコンプライアンスに取り組んでいます。具体的には、各部門のコンプライアンスオフィサーが中心となり、部店内研修の実施と、その浸透度を確保するモニタリングを実施し、自主的にコンプライアンス態勢の整備に努めています。

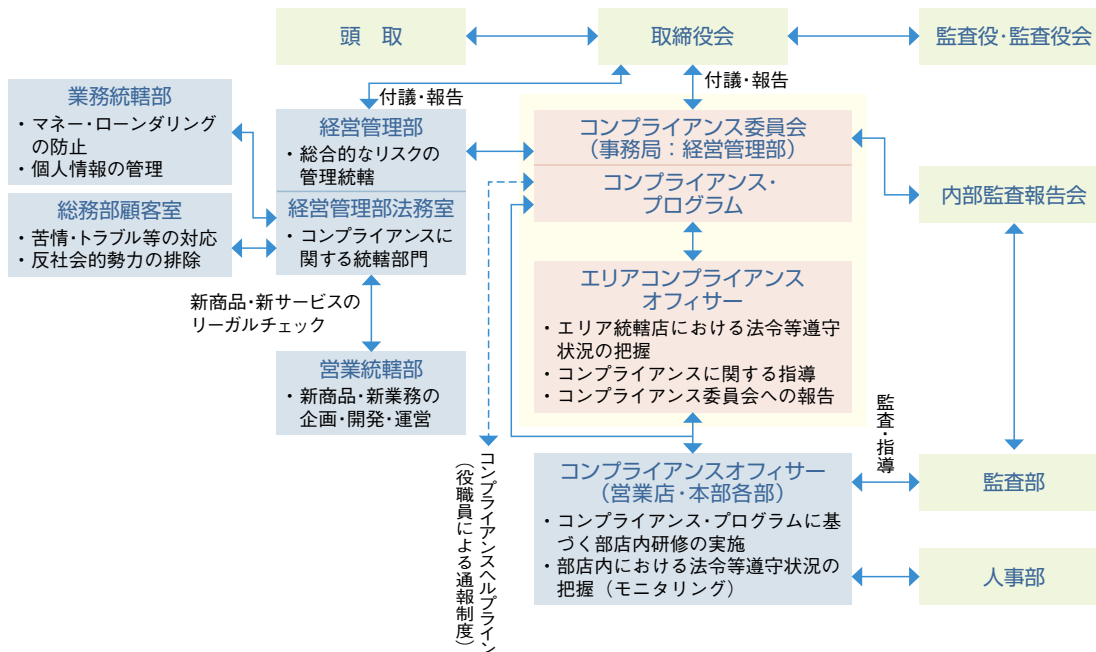
刻々と変化する社会情勢に対応すべく態勢強化のための計画書「コンプライアンス・プログラム」を期初に定め、半年間実施後に取締役会でその実施状況を確認しています。

このほか、金融商品販売法や消費者契約法、金融商品取引法などを収録した「コンプライアンス・マニュアル」を行内のイントラネット「∞（夢現）ネット」に掲載し、必要なときにいつでも誰でも閲覧できる仕組みにしています。

CSRの体系図



コンプライアンス態勢図



倫理観の強い行員の育成のために

心身ともに「クリーンバンクしがぎん」を実現するため、役職員の法令等遵守の徹底に全力をあげています。

全役職員に携帯用冊子「行動マニュアル」を配布して、法令や社会的規範を尊重した行動の徹底に努めています。

また、融資・外交・事務など職務担当者別、階層別に定期的な研修を実施するなど、役職員のコンプライアンスマインドの高揚に取り組んでいます。



役職員による内部通報窓口を設置

当行内での法令等違反を役職員の通報により早期に発見し、適切に問題を解決することを目的として、平成18年4月、経営管理部法務室内にコンプライアンスヘルプライン（24時間電話対応可能）を設置しています。

不祥事件防止ビデオの制作

公共性の高い銀行業では、行員の不祥事件等の発生は、お客さまや地域社会からの信用を著しく毀損させます。

当行では、不祥事件の再発防止を目的に、これまでに発生した事例等を題材とした独自の教育用ビデオを平成20年4月に制作し、コンプライアンスの徹底に努めています。

勧誘方針

当行は、金融商品の販売等にあたり、各種法令・規則等を遵守するとともに、次の5項目に沿って適切な勧誘を行います。

1. お客さまの投資目的、知識、経験、財産の状況に照らして、適切な金融商品をお勧めいたします。
2. お客さまご自身の判断でお取引いただけるように、商品内容など重要な事項について十分にご理解いただけるよう説明に努めます。
3. 断定的な判断の提供や事実と異なる情報の提供をするなど、お客さまに誤解を招くような勧誘は行いません。
4. お客さまにとってご迷惑となるような不適切な時間帯・場所での勧誘は行いません。
5. お客さまに適切な勧誘が行えるよう、社内研修の充実をはかり商品知識の習得に努めます。

滋賀銀行の行動規範（平成19年4月制定）

1. 信頼の確保と社会的責任の遂行

銀行の公共的、社会的使命を十分に認識し、CSR（企業の社会的責任）を果たすことにより、揺るぎない信頼の確保に努めます。

2. 質の高い金融サービスの提供

お客さまに提供する商品・サービスについて、常に創意と工夫をこらし、社会の発展に貢献します。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。

4. 社会とのコミュニケーションの充実

経営情報等の積極的かつ公正な開示により、顧客、株主、地域社会等とのコミュニケーションを図り、透明な経営の確保に努めます。

5. 役職員の人権の尊重による働きがいのある職場づくり

役職員の人権と個性を尊重し、各人の能力を最大限に発揮できる活力ある職場づくりに努めます。

6. 環境経営の推進

省資源に努めるとともに、地域社会と連携して環境保全に貢献する「環境経営」を積極的に展開します。

7. 社会貢献活動の充実

郷土を愛し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、文化や福祉活動等の多面的な社会貢献活動の充実に努めます。

8. 反社会的勢力の排除

健全な市民社会に脅威を与える反社会的勢力は断固排除します。以上